

2017年3月15日

国立市議会議長 中川喜美代 様

提出者 重松 朋宏

〃 高原 幸雄

〃 藤田 貴裕

〃 上村 和子

賛成者 尾張美也子

〃 関口 博

議案の提出について

議員提出第 3 号議案

居住自治体の税収減の影響が大きい 自治体への寄附控除（ふるさと納税）制度の見直しを求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

居住自治体の税収減の影響が大きい 自治体への寄附控除（ふるさと納税）制度の見直しを求める意見書（案）

国は2008年度に、自治体への寄附に対する税の寄附控除、いわゆる「ふるさと納税」制度を創設しました。制度創設当初から税源偏在是正を目的とした地方自治体間の税のつけかえではないかとの指摘がされてきましたが、近年、返礼品を目当てとする寄附行動や、寄附集めのための自治体間の豪華な返礼品競争が過熱し、制度の趣旨を逸脱するとして総務省も改善を検討し始めています。

さらに2015年度から税額控除の上限がふえ、確定申告が必要ない「ワンストップ特例」制度が導入され手続が簡素化されたことにより、全国的な寄附が拡大しています。「ワンストップ特例」制度を使って申告した場合には、確定申告をした場合に控除される所得税分が個人住民税（市都民税）に振り替えられ、個人住民税所得額の控除額が1割から2割に拡大された結果、同じ金額の寄附を行っても市税の減収分が大きくなっています。

とりわけ都市部の交付税不交付自治体では、寄附される額よりも控除される額が大きく、税収の「純減」額が看過できないレベルに達しています。国立市においても「旧国立駅舎再築」や「谷保の原風景保全」など具体的な寄附メニューを含めて国立市民からの寄附も募っていますが、市民が「ワンストップ特例」制度を使って居住する自治体に寄附した場合には、寄附額よりも税控除額と返礼品事務費の総額が上回り、自治体にとっては実質「赤字」になるケースも出てきています。

このことは、寄附文化を醸成し地方自治体を活性化するという寄附控除制度の趣旨を骨抜きにするものです。

本来、地方自治体間に生じている税源の偏在是正は、「ふるさと納税」を初めとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど国の責任において是正すべきであり、国立市議会は2015年12月に「地方税財源の拡充に関する意見書」を提出しています。

よって国立市議会は政府に対し、過度な返礼品競争の是正措置や、「ワンストップ特例」制度により個人住民税に振り替えられる所得税分控除については国がその財源を補填すること等、自治体への寄附控除（ふるさと納税）制度の見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年3月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）
衆議院議長、参議院議長